

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：労働費 項：労政費 目：雇用促進費

**事業名 障がい者雇用企業支援センター運営事業費
【新】障がい者の働いてもらい方改革推進事業費**

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 労働雇用課 障がい者就労係 電話番号：058-272-1111(内3671)
E-mail : c11367@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 38,714 千円 (前年度予算額： 38,777 千円)

<財源内訳>

| 区分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|--------|---------|---------|-----------|---------|-------|-------|-----|---------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使 用 料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 38,777 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 38,777 |
| 要求額 | 38,714 | 8,560 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30,154 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要 求 内 容**(1) 要求の趣旨（現状と課題）**

県内企業で法定雇用率を達成している企業の割合は令和6年時点で53.0%であり、一定の理解は進んでいるものの、依然として障がい者を雇用することに対して不安を抱く事業者は多い。また、令和6年4月に法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられ、さらに令和8年7月には2.7%に引き上げられることとなっており、企業に対し、より一層の障がい者雇用が求められているところである。更に、障がい者を雇用した後も、障がい者が能力を活かしつつ安定して就労できる職場環境を維持していく上で、企業に対する継続的支援が求められている。

令和8年度から10年度まで、障がい者の良質な雇用の拡大に向けて、厚生労働省「地域活性化雇用創造プロジェクト補助金」を活用して取り組む。

(2) 事業内容

障がい者雇用企業支援センター（平成27年4月設置）において、障がい者雇用に関する専門的かつ総合的な企業支援を行う。

○企業支援アドバイザー事業

- ・障がい者雇用に関する助言や提案等を実施

○リーディング企業紹介事業

- ・障がい者雇用に関する業種別の優良企業情報や先進事例の収集と紹介
- ・先進企業の見学を希望する県内企業への訪問先の紹介・取次ぎ

○職場内支援者養成事業

- ・障がい者の円滑な就労を支援する職場内支援者の養成研修の実施

○就職相談支援事業

- ・求職障がい者等に対して、職業アセスメント、キャリアカウンセリングを実施
- ・障がい者職業能力開発校の訓練生に対して、上記と同様のアセスメント等を実施

○広報

- ・障がい者雇用に関する制度紹介パンフレット等の作成やホームページの運営

<障がい者の働いてもらい方改革推進事業費（地域活性化雇用創造プロジェクト関連事業分）>

障がい者雇用企業支援センターにおいて、「障がい者の働いてもらい方改革」推進による良質な雇用を拡大するため、企業に対し、障がい者が働きやすく活躍できる職場環境づくりへの理解促進を図るとともに、マッチング支援等により、福祉就労から一般就労への移行を促進することにより賃金向上を実現する。

◎多様な働き方や能力が發揮できる職場環境・業務などについて、企業を対象にセミナー、出前講座を実施

◎企業・障がい者の雇用促進・就労意欲向上を図るとともに、企業と障がい者、支援機関（福祉施設等）の情報交流会を開催

(3) 県負担・補助率の考え方

委託料のみ一部国庫補助 (8/10) 【地域活性化雇用創造プロジェクト補助金】

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|----------|--------|---|
| 報償費 | 389 | 障がい者雇用アドバイザー報償費 |
| 旅費 | 215 | 障がい者雇用アドバイザー費用弁償 |
| 需用費（会議費） | 10 | 会議費 |
| 委託料 | 38,100 | センター運営（27,400）、働いてもらい方改革推進[地プロ]（10,700） |
| 合計 | 38,714 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略

(2) 国・他県の状況

埼玉県、京都府等がセンター設置

(3) 後年度の財政負担

76,200千円 (R9～R10、一財：59,080 国庫：17,120)

(4) 事業主体及びその妥当性

事業主体は岐阜県

障がい者の受け入れに取り組む企業への支援は、障がい者雇用の場の拡大につながるため、県として実施することは妥当である。

事業評価調書（県単独補助金除く）

| |
|--------------|
| ■ 新規要求事業（一部） |
| ■ 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

障がい者雇用に課題を抱える企業への支援を強化することにより、障がい者の雇用の場の拡大を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (H26) | R6年度 実績 | R7年度 目標 | R8年度 目標 | 終期目標 (R10) | 達成率 |
|---------------|----------------|------------|------------|------------|---------------|--------|
| ①障がい者 実雇用率 | 1. 79% | 2. 53% | 2. 55% | 2. 62% | 2. 76% | 91. 7% |

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

| | |
|-------------------|--|
| 令和 4 年 度 | <p>〔取組内容〕 令和3年度に実施した事業を令和4年度も引き続き実施。「岐阜県障がい者職場活躍ナビゲーター」を28名養成した。</p> <p>〔成果〕 岐阜県内企業の実雇用率は、2.35%となり法定雇用率（2.30%）を達成した。障がい者雇用企業支援センター（以下、「企業支援センター」という。）が、企業に対して実施した相談・支援・助言の件数等は、令和3年度から大幅に増加しており、企業の障がい者雇用を一層促進していると考えられる。</p> |
| | 指標① 目標：2.55% 実績：2.35% 達成率：92.2% |
| 令和 5 年 度 | <p>〔取組内容〕 令和5年度は、新たな職場内支援者養成事業として「岐阜県障がい者職場活躍サポートー養成講座」を開始したほか、岐阜市との共催で週20時間未満の短い時間の雇用をテーマにしたセミナーを開催するなど、これまでの取組を着実に実施することに加え、障がい者雇用を取り巻く動きや企業のニーズをタイムリーに捉えた取組を実施した。</p> <p>〔成果〕 岐阜県内企業の障がい者雇用に係る実雇用率は、令和4年度の2.35%から令和5年度の2.47%に、さらに上昇している。企業支援センターの取組実績は、引き続き安定した取組実績となっており（例：障がい者雇用企業の新規開拓R4:28社→R5:39社など）、実雇用率の上昇に一定の貢献をしていると思われる。また、岐阜県障がい者職場活躍サポートー養成講座は、定員60名のところ108名が修了しており、今後の障がい者雇用の土壤を作ることに一定の役割を果たしている。</p> |
| | 指標① 目標：2.55% 実績：2.47% 達成率：96.9% |

| | |
|---------------------------------|--|
| 令和6年度 | [取組内容] 令和5年度に実施した事業を令和6年度も引き続き実施。「岐阜県障がい者職場活躍ナビゲーター」を14名、「岐阜県障がい者職場活躍サポーター」を65名養成した。 |
| | [成果] 岐阜県内企業の障がい者雇用に係る実雇用率は、令和5年度の2.47%から令和6年度の2.53%に、さらに上昇している。企業支援センターの取組実績は、引き続き安定した取組実績となっており、実雇用率の上昇に一定の貢献をしていると思われる。また、障がい者職場活躍ナビゲーターや障がい者職場活躍サポーター養成講座は、今後の障がい者雇用の土壌を作ることに一定の役割を果たしている。 |
| 指標① 目標：2.55% 実績：2.53% 達成率：99.2% | |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|---|---|
| ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない | |
| (評価) 3 | 障がい者の受け入れに取り組む企業への相談やアドバイス等の就労支援は、障がい者の雇用拡大につながるため、事業の必要性は高い。 |
| ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない | |
| (評価) 2 | 令和6年度は、岐阜県内企業の障がい者雇用に係る実雇用率が2.53%となっており、前年度の2.47%から上昇している。企業支援センターの様々な取組は、雇用率の上昇に一定の貢献をしていると思われる。 |
| ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている | |
| (評価) 2 | 障がい者就業・生活支援センターに設置している障がい者雇用拡大支援員、精神障がい者就労支援ワーカーと連携することで、それぞれが有する情報を有効活用し、効率的な企業支援を行っている。また、障がい者職業能力開発校訓練生の就職においても、企業支援センター事業が有効に活用されている。 |

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

法定雇用率は、令和6年4月に2.3%から2.5%に引上げられ、さらに、令和8年7月に2.7%に引き上げられる。引き上げに伴い、障がい者を雇用しなければならない対象事業主の範囲が広がり、より小規模な企業も対象となってくる。障がい者の多様な働き方など、良質な雇用の拡大にも併せて取り組む必要がある。こうした状況を鑑みると、企業支援センターの役割は、今後、一層重要となる。

(次年度の方向性)

- ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

法定雇用率の引上げにより、新たに障がい者を雇用しなければならない企業やひとりも障がい者を雇用できていない企業など、より支援を必要とする企業にどのようにアプローチし、支援につなげていくかが大きな課題であるため、これについて計画的に取り組んでいく必要がある。同時に、障がい者の多様な働き方や能力が発揮できる職場環境づくりへの理解促進を図る必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|----------------------------|--|
| 組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課 | |
| 組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など | |